

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県産業経済部食産業・商業振興課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年1月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ名取店

名取市飯野坂三丁目5番10号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

4 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）318台

（変更後）258台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）30台

（変更後）72台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）151㎡

（変更後）155㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）29㎡

（変更後）39㎡

(5) 駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）3か所（内1か所は入口専用）

（変更後）4か所（内1か所は入口専用）

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前4時30分から午後10時

（変更後）午前6時から午後10時

5 変更の年月日

平成19年8月27日

- 6 届出年月日
平成18年12月26日
- 7 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 8 縦覧期間
平成19年1月12日から平成19年5月14日まで(ただし、閉庁日を除く。)
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県産業経済部食産業・商業振興課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。